国立大学法人鳥取大学 ネーミングライツ事業ガイドライン

2025年1月

目 次

- 1. ネーミングライツ事業の趣旨
- 2. 対象施設等
- 3. 命名権料
- 4. 契約期間
- 5. 選考の手続き
- 6. 事業募集の方法
- 7. 応募資格
- 8. 愛称等の付与の条件
- 9. 審査項目及び審査ポイント
- 10. 契約の締結・更新
- 11. 愛称等の表示,使用等に伴う費用負担
- 12. 命名権者の特典
- 13. 契約の解除
- 14. リスクの分散
- 15. ネーミングライツ事業実施の流れ

1. ネーミングライツ事業の趣旨

国立大学法人鳥取大学(以下「本学」という。)は、所有する施設等への命名権を、契約により事業者等に付与し、事業者等から得る対価を活用して教育研究環境の向上を図るとともに、事業者等との連携を推進することを目的として、ネーミングライツパートナー(命名権者)の募集を開始しました。本事業の趣旨に賛同いただける事業者等(法人その他の団体及び個人をいう。以下「事業者等」という。)を募集しています。

このガイドラインは,本学のネーミングライツ事業実施に向けた基本的な考え方や方向性を示したものです。

本学との契約により、事業者等には、本学の施設等に事業者等の名称、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称(以下「愛称等」という。)を設定する命名権を付与します。事業者等は、学内外での認知度を高めることが期待できます。また、本学は、命名権を付与された事業者等から命名権料を得ることができ、教育研究環境の向上を図ることができます。

【命名権者について】

命名権者は、本学との契約により本学が所有する施設等に愛称等を設定できます。 また、本学施設及び構内に愛称等のサインを設置できます。

【ネーミングライツの種類について】

《大学公募型》 本学が選定した施設等について、命名権者を募集します。

2. 対象施設等

対象となる施設等は、本学が所有する施設、スペースその他の財産とします。ただし、 寄附者の氏名等を冠したものは除きます。

対象施設等は,当該施設等の関係部局に意見を聴いた上で,役員等の協議を経て,学 長が決定します。なお、事業者等の皆さまからの相談・提案も随時受け付けますので、 お気軽にお問い合わせください。

3. 命名権料

命名権料は,類似する他の施設等の事例,利用状況,露出状況及びその他の事情を総合的に勘案し,対象施設等ごとに決定するものとします。

4. 契約期間

契約期間は、原則3年以上5年以下とし、個別の契約ごとに定めます。ただし、10年を超えない範囲で契約を更新することができます。

5. 選考の手続き

応募資格,愛称等案,愛称等の理由,命名権付与期間,命名権料,経営状況等を総合的に考慮した上で審査し,命名権者採用候補者を決定するものとします。

6. 事業募集の方法

命名権者の募集は、原則として公募によるものとします。 対象施設ごとに募集要項を定め、公式ウェブサイト等により広く募集します。

- ① 対象施設の決定
- ② 募集条件の設定
- ③ 公募実施の可否を審議
- ④ 公募開始
- ⑤ 命名権者採用候補者を決定
- ⑥ 契約締結
- ⑦ サインの設置
- ⑧ 愛称等の使用開始

7. 応募資格

命名権者は、本学とネーミングライツ事業の契約を希望する事業者等です。ただし、 次のいずれかに該当する事業者等は、応募することができません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第 2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。)又はその構成員(暴力 団の構成団体を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない 者の統制下にあるもの
- ⑤ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業を営むもの(銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定するものを除く。)
- ⑥ 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教団体

- ⑨ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者及び申立てがなされているもの
- ⑩ 国税,地方税等を滞納しているもの
- ① その他ネーミングライツ事業に応募する事業者等として適当でないと本学が認めるもの

8. 愛称等の付与の条件

- ① 愛称等は、対象となる施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 大学の施設にふさわしい愛称等として、以下に該当するものは使用できません。
 - 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
 - 政治活動,宗教活動,意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - ◆ 社会問題についての主義主張のあるもの
 - 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
 - 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
 - たばこの広告や喫煙を促すもの
 - 美観風致を害するおそれがあるもの
 - ◆ その他愛称等として適当でないと学長が認めるもの
- ③ 本学の規則等で定める施設等の名称の変更は行わないものとします。
- ④ 愛称等は本学で審議の上、決定します。
- ⑤ 本学から愛称等の変更を求める場合があります。
- ⑥ 混乱を避けるため,本学が特に必要と認める場合を除き,契約期間中の愛称等の変更はできません。

9. 審査項目及び審査ポイント

次の審査項目をもとに,応募資格,愛称等,応募の趣旨,命名権料,契約期間,経営状況等を総合的に判断し選考します。また,応募者の多寡に関わらず,採用とならない場合もあります。

審査項目		要件,基準等
資格 要件	応募資格	応募資格の確認過去の重大な事故及び不誠実な行為の有無経営状況
選考基準	愛称等(デザ インを含む)	・ 学生,教職員に受け入れられる案となっているか・ 施設等の運営に支障を及ぼさないものかどうか・ 愛称等は施設等にふさわしいものとなっているかどうか
	応募の趣旨	事業の趣旨にかなっているか
	命名権料	• 財政的な観点から高額であるほど高評価とする
	契約期間	• 期間設定は適切か
判定	資格要件や選考基準を勘案し,総合的に判断する。	

- ※提出書類(別途追加の資料等のご提出をお願いする場合があります。)
 - ① ネーミングライツ事業申込書(別紙様式第1号)
 - ② 事業者等の概要を記載した書類(会社概要など)
 - ③ 定款寄附行為その他これらに類する書類
 - ④ 法人の登記事項証明書(発行3ヶ月以内のもの)
 - ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書
 - ⑥ 国税, 地方税等を滞納していないことを証する書類(納税証明書など)
 - ⑦ サイン等のデザイン及び配置がわかる書類

10. 契約の締結・更新

本学は、命名権者の採用決定を通知した事業者等とネーミングライツの契約を締結します。なお、命名権者は、当該施設等の契約更新に際して、優先的に交渉をすることができます。ただし、契約更新後の期間については 10年を限度とします。

11. 愛称等の表示,使用等に伴う費用負担

- ① サインの設置,変更及び維持管理にかかる経費(通信費や光熱水料等を含む), 命名権の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は,命名権者の負担とします。 (命名権料とは別に負担願います。)
- ② 愛称等の使用開始日において,サインの設置等が完了していない場合において も,契約期間及び命名権料に変更はありません。
- ③ 契約締結後に作成する本学広報誌,公式ウェブサイト等への掲載の費用は,本学が負担します。

12. 命名権者の特典

命名権者には,次の特典があります。なお,特典等の権利を第三者に譲渡,転貸する ことはできません。

- ① 命名権者は、ネーミングライツ事業に係る施設等にサイン等を設置できます。 なお、サイン等の内容(デザインや大きさ等)、設置場所及び設置方法については、 本学と協議が必要です。
- ② 本学の公式ウェブサイト等において,命名権者を紹介します。
- ③ 命名権者は、本学の命名権者であることを P R することができます。
- ④ その他、希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。

13. 契約の解除

学長は、以下に該当するとき、契約を解除し、命名権の付与を取り消すこととします。 この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、命名権者の負担とし、既納の命名 権料は返還しません。

- ① 契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- ② 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- ③ 契約に定める条項に違反したとき。
- ④ 事業者等が、法令、本学の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- ⑤ 事業者等の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- ⑥ 事業者等の都合等により、契約に定める義務の履行が困難となったとき。
- ⑦ その他学長が命名権の付与を取り消すことが必要と認めるとき。

14. リスクの分散

命名権者は,新たに設置したサイン等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象 施設等に付けた愛称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は,命名権者 が負うこととします。

15. ネーミングライツ事業実施の流れ

